

短期入所生活介護利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人勝山幸寿会 さつき苑（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間中の利用期間は〔重要事項説明書〕のとおりです。
3. 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
4. 利用者は、利用開始日の午前8：30以降に入所し、利用終了日の午後5：30までに退所するものを原則としますが、利用時間については個々に協議のうえ対応いたします。
5. 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（短期入所生活介護計画）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成することを原則とします。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護の提供場所はさつき苑です。所在地および設備の概要は〔重要事

項説明書] のとおりです。

2. 利用者が利用できるサービスの種類は[重要事項説明書] のとおりです。事業者は、[重要事項説明書] に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
3. 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
5. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（衛生管理）

1. 事業者は、サービス提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し常に衛生管理に留意します。
2. 事業者は、感染症または食中毒が発生したまたはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - （1） 事業者は、感染対策委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。
 - （2） 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。
 - （3） 事業者において、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施します。
 - （4） 前3号に定めるもののほか、事業者は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとります。

第6条（人権の擁護および虐待防止のための措置）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。
 - （1） 虐待の防止に関する責任者を選定します。
 - （2） 成年後見制度の利用支援を行います。
 - （3） 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。
2. 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと）その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第7条（身体拘束の廃止）

1. 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行いません。
2. 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討します。
3. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
4. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族にできる限り詳細に説明し、同意を得ます。
5. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

第8条（褥瘡対策等）

事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

第9条（記録の整備）

事業者は、本事業を行うため、短期入所申込書、個別記録及び短期入所生活介護サービス計画、利用料収納簿、その他必要な記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

第10条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、毎回のサービスの終了時又は、月毎に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
2. 利用者の利用終了に際し、事業者は実施したサービス内容等をその家族等に説明します。
3. 事業者は、短期入所生活介護の提供に関する処遇記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
4. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する3項の処遇記録を閲覧できます。
5. 利用者は、利用者に関する3項の処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第11条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として〔重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。
2. 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日後、月毎に利用者に交付します。
3. 利用者は、料金の合計額を月毎に、現金又は利用者の金融機関口座から自動振替により、支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第12条（利用期間中のサービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、前日迄に申し出ることにより利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
3. 1項、2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第13条（料金の変更）

1. 利用者の要介護認定の区分に変更があった場合は、『重要事項説明書』に記載された額に変更することとします。
2. 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
5. 前3項、前4項の変更があった場合は、利用者又はその家族に対して変更内容を1ヶ月前までに文書で説明した上で、変更に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとします。
6. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第14条（契約の終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をお

いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解決することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、3日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第15条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
4. 上記の情報提供に関しては、本契約の締結をもって同意を得るものとします。

第16条（個人情報の保護）

1. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

第17条（事故発生の防止および発生時の対応）

1. 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
2. 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 3. 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
 4. 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
 5. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第18条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第19条（連携）

1. 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
3. 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第13条2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第20条（苦情対応）

1. 事業者は、提供したサービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
2. 事業者、提供したサービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
4. 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
5. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

第 2 1 条（非常時災害対策）

1. 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。
2. 事業所内で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火に努めることとします。
3. 所長は、災害に対する対処法、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年 2 回は避難訓練その他必要な訓練を行います。さらに、火災発生時は避難その他の指揮をします。

第 2 2 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

[住 所] 福井県勝山市片瀬第15号22番地

[事業者名] 社会福祉法人 勝山幸寿会

[代表者名] 理 事 長 平 泉 泰 ㊟

利用者

[住 所]

[氏 名] ㊟

(代理人)

[住 所]

[氏 名] ㊟

(続柄)